

都立八王子盲学校 学校運営連絡協議会設置要綱

令和6年4月1日

校長決定

第1 名称

この会の名称を「都立八王子盲学校 学校運営連絡協議会」（以下、「学校運営連絡協議会」という。）とする。

第2 目的

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 所掌事項

学校運営協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察並びに学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域社会との連携について助言する。

第4 組織

- 1 学校運営連絡協議会の委員は、校長のほか、次のとおりとする。

協議委員は、校長が推薦し、都教委が委嘱する保護者代表1名、学識経験者1名、視覚障害者施設代表1名、医療関係者1名、近隣小学校長1名、企業関係者1名、雇用推進団体代表1名の7名とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭5名（教務主任兼務、生活指導主任兼務、幼小小学部主任兼務、中学部主任兼務、高等部主任兼務）の7名とする。

- 2 協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画、立案、実施並びに集計し、学校評価報告書原案を作成する。

第5 任期

委員の任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第6 役員

- 1 学校運営連絡協議会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、評価委員会委員長1名及び事務局長1名

- 2 会長は、校長とする。

- 3 副会長、評価委員会委員長及び事務局長は、校長が選任する。

第7 会の開催回数及び開催時期

学校運営連絡協議会は、7月、10月及び2月の年3回開催する。

第8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。

第9 事務局

都立八王子盲学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、主幹教諭をもって充てる。事務局委員は主幹教諭をもって充てる。

第10 その他

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。